

中央社会保険医療協議会 薬価専門部会 業界意見陳述

2026年8月26日

日本ジェネリック製薬協会
会長 川俣 知己

医薬品安定供給のための取り組み

協会

安定供給責任者会議

各社

企業間の連携・協力
品目数の適正化

取り巻く環境と課題

- ・物価高騰を企業努力だけで吸収することは限界
- ・製造設備の老朽化が進んでおり、安定供給のためには継続的な設備投資が必要
- ・薬価の下支え制度（最低薬価、不採算品再算定）の課題

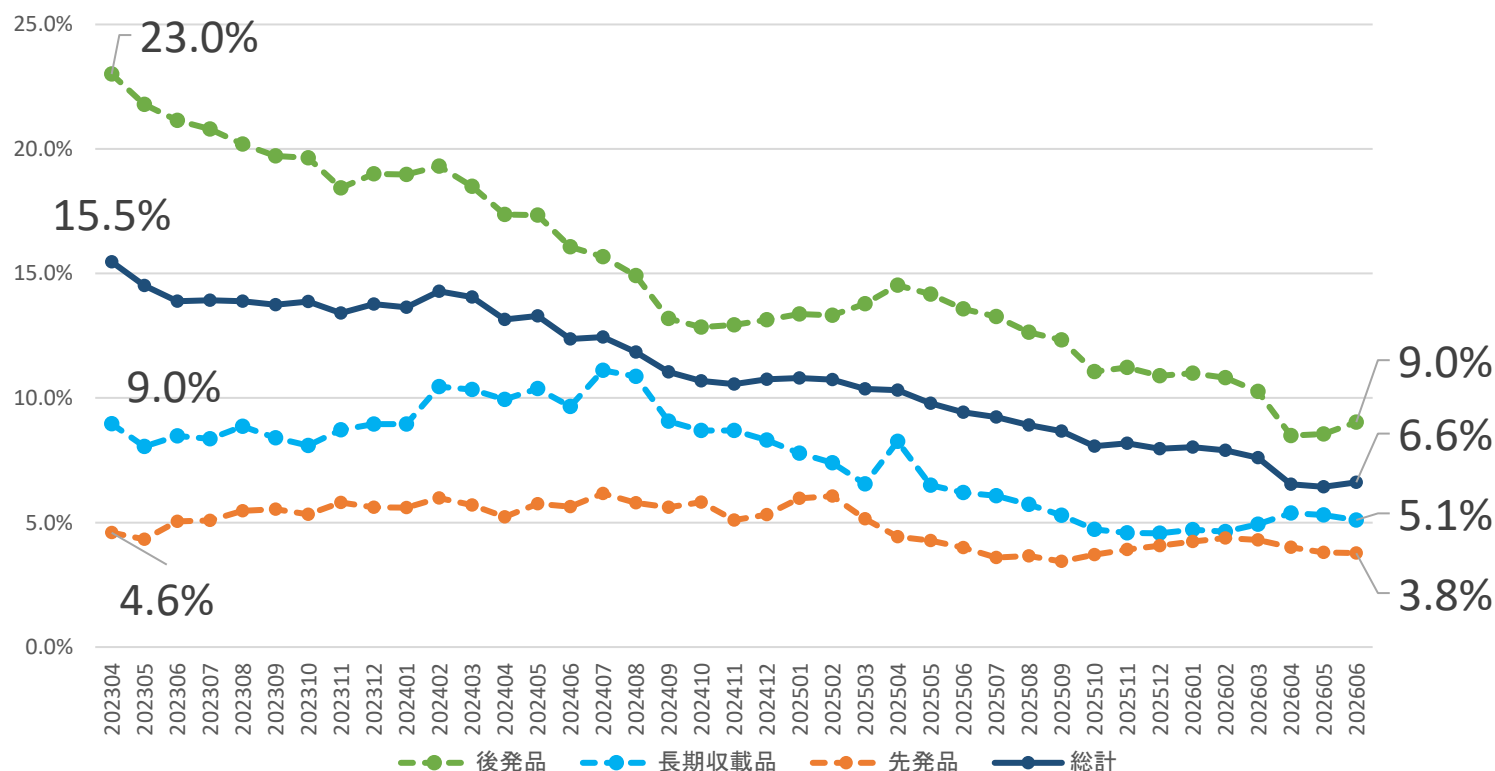
持続的な安定供給を可能とする薬価のあり方

- ・物価高騰をはじめとする環境変化を適切に反映し、持続的な安定供給を可能とする薬価上の手当て

出荷状況の改善

- ・医薬品の供給不安は、需要変動、原材料調達問題、製造トラブルや企業単独では解決困難な構造的課題などが重なり合って発生している。
- ・個社の取り組みはもちろん、厚労省や業界全体の連携により、限定出荷は着実に減少しており、今後も安定供給に向けた取り組みを継続する。

カテゴリー別限定出荷比率推移（品目数ベース）



日本製薬団体連合会「医薬品供給状況にかかる調査」、厚生労働省「医療用医薬品供給状況」をもとに作成

安定供給責任者会議の取り組みと成果

主な取り組み実績と成果

- ✓ 2025年2月「医薬品供給状況分析分類PJ」を立ち上げ、安定供給不安事象を成分ごとに分析・分類
- ✓ 2025年3月より安定供給責任者会議を毎月（計16回）実施
- ✓ 2025年5月「限定出荷解除に向けたWG」を立ち上げ、供給不安事象解決に向け活動
- ✓ 2025年7月厚生労働省と公正取引委員会による「独占禁止法関連事例集」に関する説明会の実施
- ✓ 2026年4月「安定供給支援システム」を開発し、同一成分を有する企業への中止や限定出荷時の代替供給依頼等の情報共有を行うシステムの運用を開始

安定供給ネットワーク会員の設立

安定供給体制の構築・強化に向けて、会員外のジェネリック医薬品製造販売承認企業にも広く門戸を広げ、安定供給ネットワーク会員を新たに設立。



今後もさらに門戸を広げ、連携の輪を拡大していきます

- ・企業間連携による代替先の確保により、品目集約を進めている。
- ・各企業は、少量多品目生産の構造を見直すことで、生産効率向上を図り、供給改善に努めている。

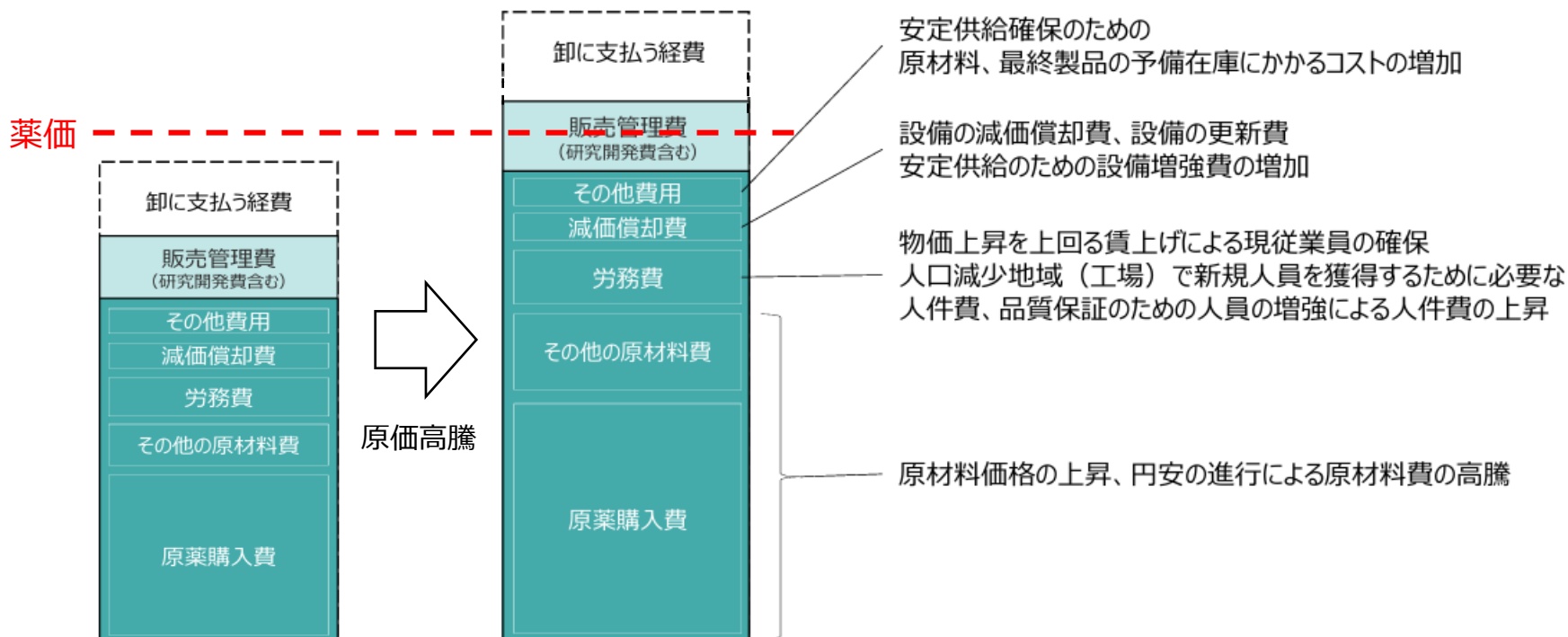


✓ 後発品既収載品目数は、2024年度の8,368品目から2026年度には6,660品目へ減少（▲1,708品目、▲20.4%）

医薬品に対する物価高騰の影響と企業努力の限界

- 原材料費、製造経費だけでなく、安定供給確保のための取り組み（サプライチェーン強靱化、人材確保、設備投資、在庫確保等）にかかるコストも高騰している。
- 公的価格の仕組み上、価格転嫁が容易ではない医薬品において、相次ぐコスト高騰を企業努力のみで吸収することは限界に達している。

＜物価高騰の影響 イメージ図＞

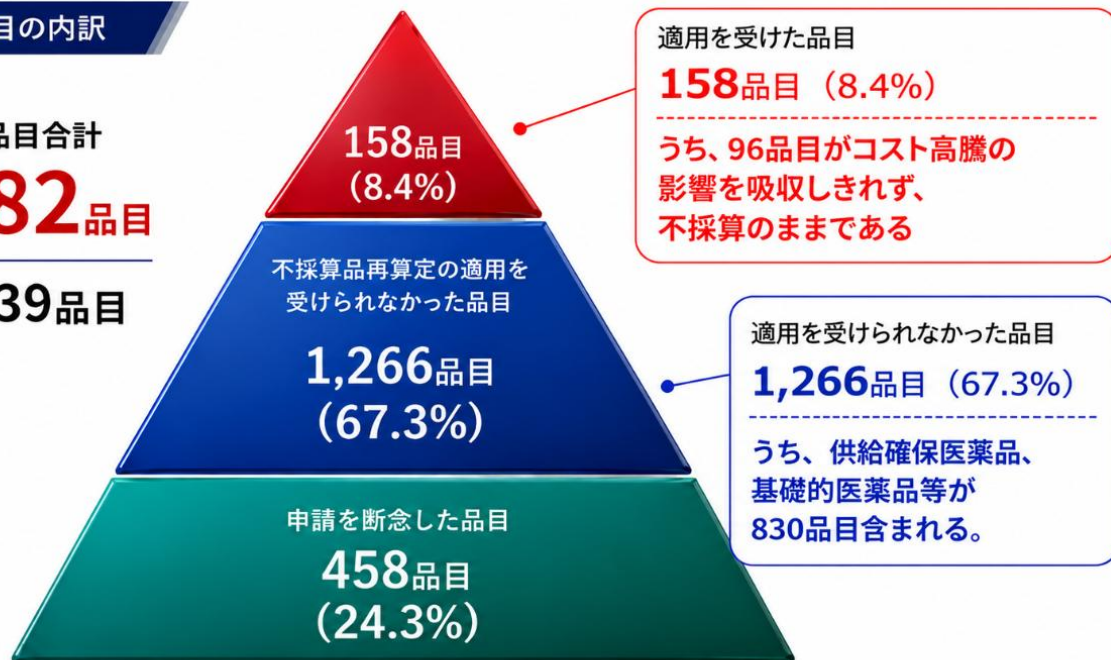


不採算品再算定ルール of 課題

- ・R8年度不採算品再算定の適用対象となったのは、158品目（不採算品目の約1割）にとどまっている。
- ・その中でも96品目（約6割）がコスト高騰の影響を吸収しきれず、不採算のままであり、現行の引き上げ額では、深刻なインフレ実態を十分にカバーできているとは言い難い。
- ・適用を受けられなかった品目の中には、供給確保医薬品、基礎的医薬品等に該当する品目（830品目）が含まれており、現在の適用要件を満たすことが極めて困難な実態が明らかとなった。

不採算品目の内訳

不採算品目合計
1,882品目
／4,939品目



当協会会員企業（グループ会員を含む）32社中、32社の状況

持続的な安定供給を可能とする薬価のあり方

- ・製造管理・品質管理の徹底に加え、品目数の適正化をさらに進め、生産効率化・製造余力の確保に引き続き取り組む。
- ・低薬価医薬品は、物価高騰の影響を大きく受け、安定供給に必要な投資の確保が困難となっている。
- ・不採算品再算定は、適用要件のハードルが高く、また適用を受けた品目であっても、インフレによるコスト高に追いつかず不採算が解消しない実態がある。



薬 価

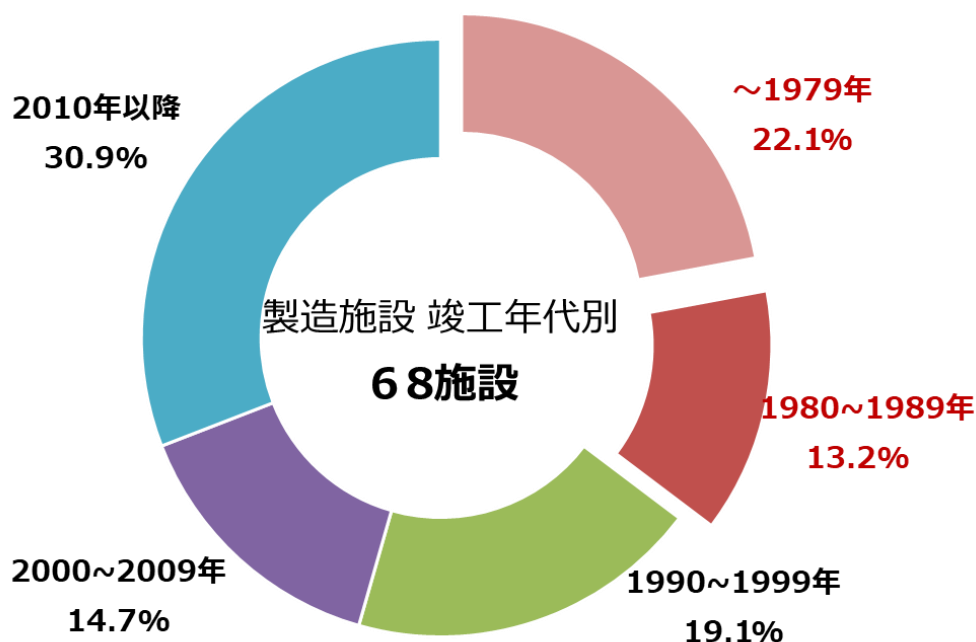
物価高騰をはじめとする環境変化を適切に反映し、
持続的な安定供給を可能とする薬価上の手当て



薬価引き上げ・不採算品再算定適用拡大

Appendix

- ・製造施設の約4割が1990年以前に建設されており、老朽化設備への継続的な投資が必要である。



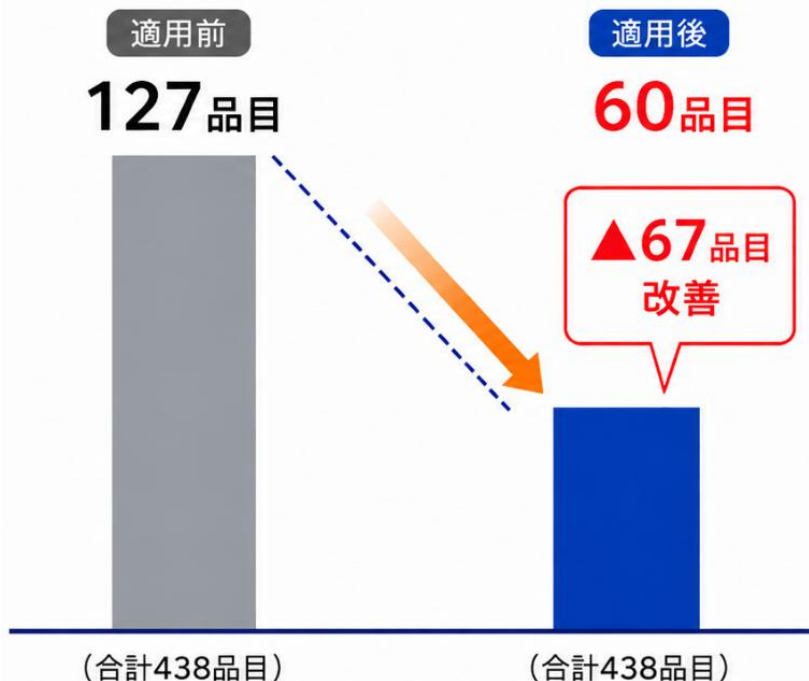
約 4 割 が
築 3 5 年以上
(1990年以前竣工)

出典：JGA会員企業アンケート調査（n=23）

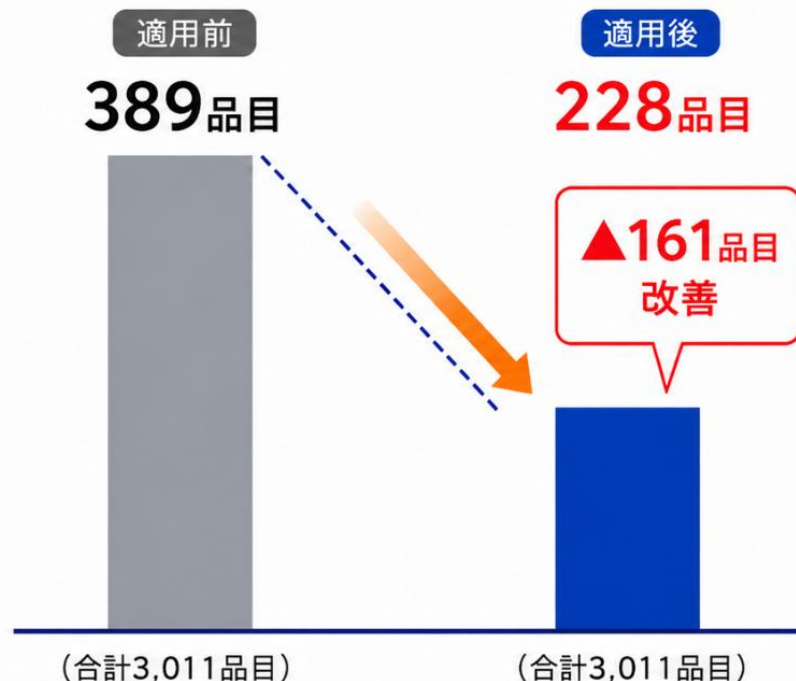
供給改善状況（不採算品再算定・最低薬価品目）

- ・R7年度不採算品再算定適用品目及び最低薬価適用品目のいずれにおいても、適用前と比べ、限定出荷品目数が着実に減少した。
- ・低薬価医薬品についても供給状況改善の取り組みが進んでいることが確認された。

R7年度不採算品再算定適用品目の限定出荷品目数*



R7年度最低薬価品目の限定出荷品目数**



適用前：2025.3供給状況（日本製薬団体連合会「医薬品供給状況にかかる調査」）

適用後：2026.7供給状況（厚生労働省「医療用医薬品供給状況」）

* R7年度不採算品再算定適用品目のうち、適用前後の供給状況が確認できた品目を対象に作成

** R7年度最低薬価（みなし最低薬価を含む）品目のうち、適用前後の供給状況が確認できた品目を対象に作成

需給バランスの適正化（供給量と出荷状況）

- 企業は、医療需要の動向を見極めながら、必要と考える品目の供給量を増やし、供給状況の改善に努めている。
- 供給量の増加により供給不安の解消に至った品目がある一方、市場の需要減少により、供給量が減少しても需給バランスが維持されている品目もある。
- 増産・通常出荷だけが成果ではなく、市場全体の安定供給を踏まえた需給バランスの適正化が必要。

供給量の変化と出荷状況（需給バランス）の関係

